

安全管理措置の不適切により生じた工事事故の取扱い(案)

		傷害・被災の程度	安全管理が不適切	安全管理が不適切(軽微)
公衆損害事故	死傷者	死亡	資格停止	文書注意
		重傷 基準:全治「60日以上」の傷害		
		中傷 基準:全治「15日以上60日未満」の傷害又は休業4日以上		
		軽傷 基準:全治「15日未満」の傷害又は休業4日未満		成績評定減点 若しくは口頭注意
		受注者の原因によらない		措置なし
	損害	重大 基準:社会的な影響を及ぼした場合	資格停止	文書注意
	重大に至らない 基準:重大に至らないが注意の必要があるとき	文書注意若しくは口頭注意	成績評定減点若しくは措置なし	
工事関係者事故	死亡	資格停止	文書注意	
	重傷 基準:全治「60日以上」の傷害			
	中傷 基準:全治「15日以上60日未満」の傷害又は休業4日以上			口頭注意
	軽傷 基準:全治「15日未満」の傷害又は休業4日未満		成績評定減点、口頭注意 若しくは措置なし	
	受注者の原因によらない		措置なし	

1. 「安全管理が不適切」とは、原則次の(1)～(5)の場合を指す。

- ・現場の管理者が普段から安全対策を実施していなかった場合
 - ・事故の発生が予測できた又は回避することができた場合
- ただし、(6)～(7)によることが適当である場合には、これによることができる。

(1)設計図書等で指定された安全措置を適切に実施していなかった。

例)指定仮設が設計図書と異なって施工されており、これが原因で作業員が負傷した。

(2)労働安全衛生規則の強制規定(努力規定は除く)に違反して事故が発生した。

例)足場が必要な高さであるにもかかわらず、これを設置しないで作業させ、作業員が墜落した。

例)労働安全衛生規則を超える法面勾配で掘削作業を行わせ、作業員が負傷した。

例)重量物を扱う作業員に安全靴を履かせていなかったため、落下物で負傷した。

例)ライフベスト、安全帯、防塵マスクなどの必要な装備を作業員に支給していなかった。

(3)事故の発生を予測できたにもかかわらず、見過ごした。

例)崩落しやすい岩質であるにもかかわらず、その下で作業させ、転石が作業員を直撃した。

(4)事故の発生を回避する現実的な方法があったのに、それを実施していなかった。

例)立入禁止のバーやロープを設置していなかったため、人が迷い込んで負傷した。

例)マンホールに人や車両が接近しないための物理的な対策をとっていなかったため、墜落した。

(5)支障物件を事前に確認していなかった。

(6)当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、

又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った。

(7)労働基準監督署から使用停止等命令書(行政処分)が交付された。

なお、労働基準監督官が請負人による労働基準法、労働安全衛生法等の法令違反の事実にあつて当該工事事故が発生したと判断した場合に交付する「是正勧告書」や法令違反とまではいえないが改善を図る必要があると判断した場合に交付する「指導票」等(行政指導)の内容を判断材料にもできる。

2. 「安全管理が不適切(軽微)」とは、安全対策を講じていたが、事故の発生を予測できなかった又は回避することができなかった場合のことを言う。

3. 労働災害における「措置なし」とは、安全措置を講じており、休業2日未満かつ全治7日未満に限る。

4. 「社会的な影響を及ぼした場合」とは下記の場合を指す。

・1. (6)～(7)に該当するもの

・ライフライン(電気・電話・水道等)への影響が広範囲に及ぶもの

・公共交通機関や道路通行止め等による影響があるもの

5. 受注者の原因とは、指揮監督が及ぶ範囲のものを指す。指揮監督範囲外とは次のような場合を指す。

例1)休憩時間や水分補給を取っていたが、作業員の持病等により死亡・負傷した場合

例2)立入禁止の措置をしていたが、第三者が無視して現場内に立ち入ったことにより死亡・負傷した場合

6. 共同企業体による事故の場合、各構成員において個別に措置を行うことができる。

7. 共通仕様書等に「事故が発生した場合は直ちに監督員に連絡する。」と記載しており、直ちとは事故発生後12時間以内を指す。12時間を超過した場合は事故報告遅れ若しくは事故隠しとみなす。

8. 資格停止に至らない事由に関する措置を講じる場合、建設工事審査委員会によることとする。

9. 監督員から指示を受けた場合及び建設工事事故データベースシステム(以下、SAS)の登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、SASへ事故に関する情報を登録する。